

車両賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県八重山保健所長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の条項による自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（契約対象車両及び使用の本拠地又は保管場所）

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

（1）契約対象車両

車名及び年式	～2000cc（小型乗用車）
登録番号	
車台番号	
塗装	
数量	1台
付属品	仕様書のとおり

（2）使用の本拠地又は保管場所

沖縄県石垣市字真栄里438（沖縄県八重山保健所）

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、甲は乙に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年12月1日～令和12年11月30日までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引き渡しは、甲乙双方立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 乙は、引き渡された車両が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された車両の代替物の引き渡しを行わなければならない。

3 乙が、前条の車両の代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務をしないときには、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙の損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

4 賃貸借車両の引渡場所は、「車両仕様書」のとおりとし、引渡場所までの輸送費用は乙の負担とする。

（賃貸借料金）

第5条 車両の賃貸借料金は、総額 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額 円（消費税込）とする。

注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもの

で、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 賃貸借料金の計算期間は各月の初日から月末までの1ヵ月とし、乙は毎月末日において甲の指定する者の確認を受けて、当該料金を甲に対して請求するものとする。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃貸借料金は、当該月の暦日数により日割計算した額とする（1円未満の端数四捨五入。）。

(消費税額等)

第6条 甲は、賃貸借料金に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

(賃貸借料金の支払い)

第7条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に期すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約金額の100分の10以上とする。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項又は総務部長通知（平成23年3月28日付け総財第2022号）別紙第2項第3号の項目に該当する場合は免除とする。

(費用負担)

第9条 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第10条 乙は、この契約の期間、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。

ただし、緊急時等これにより難い場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第11条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に代車を無償で提供するものとする。

(車両の保険)

第12条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

(1) 車両保険 保険金額	1年目	250万円 (免責金額 0万円)
	2年目	215万円 (免責金額 0万円)
	3年目	200万円 (免責金額 0万円)
	4年目	175万円 (免責金額 0万円)
	5年目	150万円 (免責金額 0万円)

- (2) 対人賠償責任保険 保険金額 無制限 (1事故につき) (免責金額 0万円)
- (3) 対物賠償責任保険 保険金額 無制限 (1事故につき) (免責金額 0万円)
- (4) 人身傷害責任保険 保険金額 3,000万円 (1名につき)

(賃借権譲渡等の禁止)

第13条 甲は、賃貸借車両について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

- 第14条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することが出来る。
- 2 再リース契約を締結しない場合は、甲は、期間満了日までに直ちに乙の指定する場所に車両を返還しなければならない。

(乙の権利)

- 第15条 乙は貸与車両に乙の所有であることの表示をすることが出来る。
- 2 乙又は乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(契約不適合責任)

第16条 引き渡された車両に契約不適合がある時は、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合は、乙は誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、契約期間中であってもこの契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、これによって生じた乙の損害について、その責を負わないものとする。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することできる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 4 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第18条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降のすべての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当するものをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、この契約を締結したあとにおいて、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市字真栄里438
沖縄県八重山保健所長

乙